

太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第39号

太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成18年太田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」を「「施行規則」に改める。

第2条の見出しを「（指定又は指定の更新を受けた旨の標示）」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項並びに法第79条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第3条から第5条までを削る。

第6条中「第2条から前条までの規定による指定又は」を「前条第1項に規定する指定、同条第2項に規定する指定の更新又は法第78条の2の2第5項、第78条の5各項、第82条各項、第115条の12の2第5項及び第115条の15各項の規定による届出若しくは

施行規則第131条の13の2第1項の規定による」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(公示)

第4条 法第78条の11、第85条及び第115条の20の規定による公示は、施行規則第131条の14、第133条の2及び第140条の31に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

第7条を第5条とする。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。